

瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 12 号

瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 26 年瀬戸市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次項第 2 号において「省令」という。）<u>第 140 条の 6 第 1 号イ（3）</u>（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 19 号）附則第 3 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1 人</p> <p>2 <省略></p>	<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次項第 2 号において「省令」という。）<u>第 140 条の 6 第 1 項</u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人</p> <p>2 <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。